

令和5年度前橋市雇用拡大サテライトオフィス開設費補助金交付要項

令和5年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所産業政策課（前橋市役所 本庁舎 6階） 電話 027-898-6985（直通） 027-224-1111 電子メールアドレス kougyou@city.maebashi.gunma.jp</p>

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市内に新たにサテライトオフィスを開設する事業者に補助金を交付することにより、雇用の増加及び安定を図り、市内における関係人口の増加による地方創生を図る。
内容	<p>補助事業者<要件></p> <p>次の要件すべてに該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請時に法人設立の日から3年以上経過している市外国内に本社のある会社(株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、士業法人) 2 主たる業種が日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類をいいます。）のうち、別表1記載業種に該当するもの ただし、次に掲げる事業、業種等を営む事業者は除きます。 (1) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業 (2) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第22項に規定する商品先物取引業 (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第2条第1項に規定する訪問販売、同法第2条第3項に規定する電話勧誘販売その他これらに類する方法による物品の販売、役務の提供その他の行為を行う事業 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出を要する事業 (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業 (6) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業 (7) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めるもの 3 本社所在地の市区町村税を滞納していないもの 4 市税を完納しているもの 5 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないもの 6 補助事業者は、サテライトオフィスの設置後、サテライトオフィスでのテレワーク業務を3年以上継続することが見込まれること。 7 補助金交付決定後、実績報告までの期間において、1人以上の従業員がサテライトオフィスでのテレワーク業務を実施すること。 8 補助事業者は、サテライトオフィスでのテレワーク業務の実績が分かる書類の提出を求められた場合は、これに応じること。

<p>交付の対象となる事業及び経費</p>	<p>1 対象事業 次のいずれにも該当するものとします。 (1) 市内事業所（1拠点）での使用を目的とした事業 (2) 国、県、市、民間団体、企業等からの補助を受けない事業 (3) 国、県、市、その他地方公共団体からの税制優遇を受けない事業 (4) 補助対象事業費が1万円以上の事業 (5) 令和6年2月29日までに完了する事業 (6) 市内事業者と賃貸借契約を締結する事業 ※市内業者と賃貸借契約を締結できない場合は、交付申請時に理由を記載すること。</p> <p>2 対象経費 次の各号のいずれにも該当するオフィス賃料のみとする。 (1) 新たに賃借する物件にサテライトオフィスを開設すること。 (2) 物件の所有者が法人の場合にあっては、申請者である法人の役員等と物件を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと及び物件を所有する法人と申請者である法人の役員等が雇用関係にならないこと。 (3) 物件の所有者が個人の場合にあっては、申請者である法人の役員等と物件の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと及び申請者である法人と物件の所有者が雇用関係にないこと。</p>								
<p>交付金額</p>	<p>交付金額は予算の範囲内で次のとおりとし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。</p> <table border="1" data-bbox="379 1077 1198 1352"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業</td> <td>補助対象経費の3分の2</td> <td rowspan="2">20万円</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>補助対象経費の2分の1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	補助上限額	中小企業	補助対象経費の3分の2	20万円	大企業	補助対象経費の2分の1
区分	補助率	補助上限額							
中小企業	補助対象経費の3分の2	20万円							
大企業	補助対象経費の2分の1								
<p>交付条件</p>	<p>1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助対象経費の支払は、現金、現金振込又は自らが振り出した小切手若しくは約束手形で支払うこととし、令和6年2月29日までに決済を終えることとします。 ただし、市長がやむを得ないと判断する特別の事情があると認める場合は、この限りではありません。クレジットカードでの支払は、申請者の口座から対象経費を含む月額支払料金が引き落としされた日を支払日とします。支払いを証明する書類（領収書等）が提出出来ない場合、対象経費の引き落としが分かる書類を提出して下さい。</p> <p>3 事業実施にあたり、各種ポイントや商品券等の還元があった場合は、交付決定額から控除します。</p> <p>4 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>5 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、本要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を</p>								

		<p>行わなければなりません。</p> <p>6 補助事業者は、発注する相手方を市内事業者（前橋市内に本店・支店を有する者）としなければなりません。ただし、次に該当する場合は市外事業者へ発注することができるものとします。</p> <p>(1) 市内事業者では取り扱いのない市内物件の賃料</p> <p>※市内事業者と賃貸借契約を締結できない場合は、交付申請書（様式第1号）に市内事業者と賃貸借契約を締結できない理由を記載すること。</p>				
交付申請の方法、時期等の手続等		<p>1 申請時期</p> <p>事業着手前に交付申請を行ってください。交付決定後、事業に着手し、令和6年2月29日までに事業を完了し、実績報告書を提出してください。</p> <p>令和5年4月1日から令和6年2月29日午後5時まで</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 交付申請書（様式第1号）※押印は不要です。</p> <p>(2) 事業概要書【サテライトオフィス開設費補助金】（別紙1）</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書</p> <p>(4) 事業者の概要を説明するパンフレットその他参考資料</p> <p>(5) 決算書の写し（3期分）</p> <p>表紙・貸借対照表・損益計算書・ 製造原価明細書又は一般管理費明細書・株主資本等変動計算書・ 個別注記表</p> <p>(6) 見積書</p> <p>(7) オフィスの位置図及び平面図</p> <p>(8) 本社所在地の市町村民税の滞納がないことを証する書類</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 提出期限</p> <p>申請者は、交付申請書及び添付書類を賃貸借契約の締結日までに市長に提出し、承認を得なければなりません。</p> <p>4 提出方法</p> <table border="1" data-bbox="453 1355 1407 1615"> <tr> <td>窓口</td> <td>前橋市役所6階 産業政策課 午前9時00分～午前11時30分 午後1時30分～午後5時00分</td> </tr> <tr> <td>メール</td> <td>kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前0時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後5時までとします。</td> </tr> </table> <p>5 市税収納状況の確認について</p> <p>申請書類提出後、書類を審査する上で産業政策課から担当課へ市税の収納状況の確認を行います。滞納がある場合は補助対象者となりません。</p>	窓口	前橋市役所6階 産業政策課 午前9時00分～午前11時30分 午後1時30分～午後5時00分	メール	kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前0時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後5時までとします。
窓口	前橋市役所6階 産業政策課 午前9時00分～午前11時30分 午後1時30分～午後5時00分					
メール	kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前0時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後5時までとします。					
交付決定の時期等		申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。				
実績報告書の提出		1 令和6年2月29日までに事業を完了し、補助事業完了後30日以内又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。事業の完了とは支払いの全てが終了し、一人以上の従業員がテレワーク業務を開始した状態のことを指します。				

		<p>ア 実績報告書（様式第7号）</p> <p>イ 補助対象経費の契約額を証明する書類の写し（請求書等）</p> <p>ウ 補助対象経費の支払を証明する書類の写し（領収書等）</p> <p>エ 完成写真（物件写真等）</p> <p>オ 賃貸借契約書の写し（物件を賃借する場合）</p> <p>カ テレワーク実施の実績が分かる書類（補助金交付決定後、実績報告までの期間において、毎月1人以上の従業員の実績）</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、補助金額確定通知書により通知します。</p>				
請求の方法、支払時期等		<p>1 補助金額確定通知書受領後、次の書類により請求してください。 補助金交付請求書（様式第9号）</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>				
対象事業が変更等となった場合の手続		<p>交付申請内容は原則変更できません。ただし、補助事業者は補助事業について、次の各項目に該当する変更があった場合、速やかに変更等承認申請書（様式第4号）を提出してください。</p> <p>変更等承認申請書が必要な場合</p> <table border="1"> <tr> <td>構成内容の変更によらない補助対象経費の減額</td> <td>補助対象経費が30パーセント以上減額する場合</td> </tr> <tr> <td>代表者等の変更</td> <td>代表者及び所在地等が変更となる場合</td> </tr> </table>	構成内容の変更によらない補助対象経費の減額	補助対象経費が30パーセント以上減額する場合	代表者等の変更	代表者及び所在地等が変更となる場合
構成内容の変更によらない補助対象経費の減額	補助対象経費が30パーセント以上減額する場合					
代表者等の変更	代表者及び所在地等が変更となる場合					
変更等承認決定の時期等		<p>変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>				
交付決定の取消し又は補助金の返還		<p>1 次の場合は、補助金額の確定を行った後においても、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額</p>				
様式	申請書等の様式	<p>1 交付申請書【サテライトオフィス開設費補助金】（様式第1号） ・事業概要書【サテライトオフィス開設費補助金】（別紙1）</p> <p>2 交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>3 不交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>4 変更等承認申請書（様式第4号）</p> <p>5 変更等承認通知書（様式第5号）</p> <p>6 実績報告書【サテライトオフィス開設費補助金】（様式第6号）</p> <p>7 補助金額確定通知書（様式第7号）</p>				

		8 補助金交付請求書（様式第8号）
用語	用語の定義	<p>1 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>2 大企業 前項で定義した中小企業よりも規模の大きな企業</p> <p>3 事業者 合名会社、合資会社、合同会社、株式会社（特例有限会社を含む。）、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋測量士法人及び行政書士法人をいう。</p> <p>4 オフィス 事業者が自らの事業（補助対象外事業・業種を除く）に係る事務処理業務（事務処理業務に付随する軽作業を含む）を行う事業所（小売業、飲食業その他接客業を目的とした店舗又は住居兼用のものを除き、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反しないものに限る。）をいう。</p> <p>5 サテライトオフィス 企業または団体の本拠から離れた所に設置されたテレワークを行うオフィス（コワーキングスペースの類も可。ただし、本補助金においては、事前申請制のため、時間貸し及び日貸しは不可とする。）</p>